

お願い（要請書）

平成29年12月21日

神奈川県警本部長
齊藤 実 殿

横浜市青葉区すすき野 [REDACTED]

[REDACTED]
依頼人 [REDACTED]

〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目6番5号
シガラキビル5階 山田法律事務所

TEL 03-5379-0655

FAX 03-5379-0657

依頼人弁護士 山 田 義 雄



謹啓

年末の大変お忙しい中、貴職におかれては大変な職務職責を精励されていることと
拝察致します。

その超多忙な中、大変恐縮ではございますが、当職の依頼人の方々が大変厳しい被
害にあっており苦しんでおりますので、警察としての何らかの善処をお願い致した
く、本書を呈上致します。

以上、経緯を述べます。


記

- 1 依頼人の居住する団地の階下に居住する藤井将登氏の、外国製タバコの喫煙によ
る副流煙及び異臭等の為に、依頼人らが「受動喫煙症レベルⅢないしⅣ」と化学物

質過敏症により、身体及び精神に大変な被害が発生しております。

依頼人らは、この副流煙から逃れる為に避難生活を強いられたものの、経済的理由を含め、現在自宅に戻っております。

2 そのような状況の中で、当職も藤井氏に対し二度にわたって、内容証明による通知書を送らせていただき、喫煙を控えて欲しい旨の強い申し入れを行ったものの、全く返答すらありませんでした。

3 そのような中、たまりかねて平成29年8月13日付にて、貴職に  氏 ^{原告妻} が お手紙を差し上げました (今回も同封致します)。

4 その結果と思われるのですが、青葉警察署の刑事さんが4名早速、依頼人宅を訪れ、かつ藤井宅へも出向いて話しをして下さったとのことです。

藤井氏は「軽いタバコにしている」との説明であったとのことで、数日間は喫煙を控えたかのように見えたが、その後復活し、以前にも増して増えているとのことです。

5 当職としてもこれはきちんと対処する以外ないと判断し、平成29年11月21日に横浜地方裁判所に「喫煙を止めること及び、損害賠償請求」の訴訟を提起致しました。

この訴状も参考の為、添附致しますが、第1回期日は平成30年1月10日に予定しております。

6 この訴状は平成29年12月早々に藤井宅へ送達されておりますが、この喫煙、副流煙は、訴状送達からも一層酷くなっており、当てつけのようなタバコの喫煙と

しか思えないのです。

7 その為に、特に重症である 原告娘さんは余りの副流煙により、しばしば呼吸困難となり大変な苦しみの中にあります。ご両親も 原告娘さんの命が危ないのではないかと大変心配し、不安の日々を送っております。

8 当職は、このご相談を受けて以来、喫煙それ自体が刑事事件（傷害罪）になることは大変難しいと依頼人の方々にお伝えして参りました。しかし、現在の状況を考えると 故意による喫煙によって、依頼人に対する 加害の意思さえ認定し得るのではないかという思いが強くなっております。

民事訴訟ともなれば、一般には「民事不介入の原則」があることを十分に承知しておりますが、今や、その域を超えているのではないかとの強い思いを抱かざるを得ません。

9 よって貴職にあって、大変恐縮ではありますが（警察としてどこまで関与しうるかは大変難しいことは十分に承知の上で）善処をお願いする次第です。

何卒、依頼人らの窮状をお救いいただきたく、宜敷くお願い申し上げます

敬具

ご 報 告

平成30年1月9日

神奈川県警
本部長 齊 藤 実 殿

横浜市青葉区すすき野 [REDACTED]

依頼人 [REDACTED]

〒160-0022

東京都新宿区新宿1丁目6番5号

シガラキビル5階 山田法律事務所

TEL 03-5379-0655

FAX 03-5379-0657

代理人弁護士 山 田 義 雄



謹啓

平成30年正月を迎え、多忙な日々を送っておられることと拝察いたします。

昨年12月21日付にて、当職が貴職に対し「お願い（要請書）」という書面を出させていただきましたところ、早速ご対応指示を頂き、本当に恐縮であり、有難うございました。本書はそのお礼と共に、その後の報告をさせて頂きたく、再度の書面を出させていただきます。

当職と致しましては「警察」としては、現時点ではこれ以上の対処はなかなか難しいであろうことは、十分に認識しつつ、依頼人の悲痛な声を届けさせていただきたいと存じます。

以下、簡略な報告といたします。

記

原告
山田義雄弁護士

原告妻

1 経過

- (1) 平成29年12月21日付の当職の書面
- (2) 平成29年12月25日、当職宛に青葉警察署署長山本殿より、電話があり、「斉藤県警本部長からの指示があったので、近く対応したい。ご本人に直接連絡してもよいか」との内容の打診であった。そして、当職が電話で若干の補足説明をしたところ、署長は「場合によれば傷害罪になり得るかも知れない」旨の発言をいただき、当職はその旨を依頼人（原告妻）に伝える。
- (3) 12月27日、原告妻から当職宛に電話が入り、「青葉警察署から今電話が入り、『これから伺います』とのこと。どう対応したらよいか」とのことであり、当職は「とにかく実情を丁寧にしっかり伝えて下さい」と指示した。
- (4) 同日午後3時30分から6時にかけて、青葉警察署の刑事さん2名が来訪。

原告夫婦が説明し、原告娘にも会ってもらう。

そして、依頼人宅での説明を受けた後、刑事さんたちは、藤井宅に行き1時間ほど話をしてくれたとのこと。

- (5) しかし、警察が帰った後、翌12月28日以降1月4日まで連日その喫煙による副流煙は一向に減少せず、むしろ依頼人にとっては「あてつけ」としか思えないほどの強い煙が流され続け、原告娘の体調は益々悪化しているとのこと（この間のメールを同送致します）。

- (6) 平成30年1月4日、原告妻の強い要請で、当職が貴職宛に再度報告書を作成してお送りすることを約束。但し、当職としては「警察としてこの時点で強制捜査は出来ないし、藤井氏への注意や要請の仕方にも限界があり、斉藤本部長としてもこれ以上青葉警察へ何らかの指示を出すことは難しいかもしれない。余り過大な期待をして失望して具合が悪くなることはよくない。」と伝え、「とにかく、その後の報告を行って、警察に状況を知っておいてもらうこと」という目的での報告書にせざるを得ない事を伝え了解を得る。

3 資料説明

- (1) No1～No3、No5～No11の10通について、平成29年12月22日から

●平成29年12月27日（水）午後5：20～6：00

刑事課浅川将也氏と警務課住民相談係佐藤隆之氏がノーアポで訪れる。玄関先で、「なぜ来たのですか？もう弁護士をつけて民事裁判が進んでいます」と答えた。玄関先は嫌なので部屋の中に入れた。英語の生徒[]がいる目の前である。まずは名前を確認した。刑事課の浅川で、夏に来たという。夏の記録をその場で確認すると、巡查部長浅川とあるので、生活安全課ではないかと聞くと刑事課だと。ましてや夏に来た警部補2名は生活安全課だと思っていたが、2名とも刑事課だと聞かされて驚愕する。なぜ嘘をついたのかと。刑事課とわかるとこちらが動揺するので、あえて隠したのではないかと告げた。

もう1名は住民相談係の佐藤氏。何しに来たのかを問うと、隣接しているお宅等に実際に臭いがするのかどうか聞きまわりたい、その際藤井さんのところとわかってしまう方がいいかと聞かれた。うちは吸っていないので訊いてくれても構わないと答えた。煙を機械で調べるとも佐藤氏に言われた。それもありがたいと伝えた。浅川氏が、調べれば結果藤井さんに協力することになるとも言った。

両氏は換気扇を眺め、旦那さんは部屋でも吸うのかと聞かれたので、あなた方は原告からの話ばかり聞いているから換気扇と思っているが、主人は防音室で吸っているのだ、と答え、主人の部屋に連れて行った。

浅川氏はたばこのにおいがすると言ったが、佐藤氏はよくわからないと言った。佐藤氏は何度も臭いのかい、そう言われれば、、、というぐらいであった。

部屋に入り防音室の説明とベランダに隣接する二重窓、空気清浄機を示し、この部屋にいつもいるから他の部屋ではほとんど吸わない旨を説明した。主人の机に置いてあったコルツのたばこを浅川氏にこれだと渡した。浅川氏がすぐにコルツの写真を撮ったため、許可なく写真を撮ることは許されない、また何だかんだとうちのせいにする証拠に使われると怒ると、絶対に悪いようにはしないと一言そのまますら写真を撮った。

●12月28日（木）

朝、浅川氏に電話し、昨日は調べてくれて構わないと了承したが、まずは三上弁護士の了解を得てからにしたいので待ってくれと伝えた。三上弁護士に電話すると『警察が許可を聞きに来るのもおかしいし、こちらが許可をするのもおかしい。放っておけ。また近隣からは聞かれたら裁判になっている、とのみ伝えた方がいい。話せば言いたくなるから。以上が私の意見で後は自分の好きにきなさい。』と言われた。

浅川氏に連絡し、その旨を伝えたが、昨日の柔和な態度とは打って変わり、『調べは行う』と論調が打って変わり、『調べる』の一点張りでがんと譲らなくなった。私が昨日は『藤井さんに協力することになる』という言い方であったのに全く話が違うのではないかと責めた。調べた結果白か黒かは教えてもらえるのかと聞くと、相手方には伝えるがこちらには伝えないと。それでは噂になるだけではないか、刑事課という名前では調べられると響き一般市民にはショックすぎ噂に火がつくだけなので、後ろで浅川氏（刑事課）がとりまとめていると聞いて構わないので、実際に表で調べるのは生活安全課や婦警や交番の方にしてもらえないか、と懇願するががんと受け入れられなかった。

[]氏が通りかかり、激怒した[]氏が今から警察に行くと言えろと言ひ、その